平成２４年（フ）第２０９７号
愛知県春日井市瑞穂通２丁目97番地10
破産者　山本　英利
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１６３号
名古屋市港区知多１丁目115番地　ビラ知多115―103号
破産者　竹村　　勇
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８８号
岡山県総社市泉１番地147
破産者　松野亜矢子
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第５２１号
北海道名寄市西４条南10丁目17番地３　ｃｏｃｏ・ｎａｔｓｕ103号室
破産者　前田　寿子（開始決定時の姓穴吹）
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８２号
北海道旭川市東光16条４丁目３番17号
破産者　栗谷川　弘
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７７号
青森市小柳６丁目21番８号
破産者　森　　清光
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字明土10番地17
破産者　村越　健悦
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第９６号
青森県上北郡おいらせ町西下谷地32番地１
破産者　三村　将輝
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第３５０号
愛媛県松山市南白水３丁目27番地５
破産者　野々市順子
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２５８３号
愛知県みよし市三好丘２丁目11番地　アートシティ三好ケ丘ウエストハウス202号室
破産者　福住　弘樹
1　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
2　一般調査期日　平成25年９月５日午後１時30分
平成25年５月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７００３号
大阪市浪速区日本橋東３丁目14番10―707号、前住所奈良県生駒郡平群町菊美台３丁目４番８号
破産者　民谷　雅人
1　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
2　一般調査期日　平成25年７月22日午後３時
平成25年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５号
北海道士別市東２条17丁目
破産者　株式会社ホクシン管工業
1　破産債権の届出期間　平成25年７月１日まで
2　一般調査期日　平成25年７月24日午後３時40分
平成25年５月29日　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４８号
大阪市東淀川区豊新２丁目９―19、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区谷町６丁目２番13号
破産者　株式会社勝美堂
1　破産債権の届出期間　平成25年７月26日まで
2　一般調査期日　平成25年９月２日午後３時
平成25年５月29日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第７７号
福岡県久留米市国分町1060セジュール国分202、住民票上の住所山口県周南市室尾１丁目２番10号
破産者　中本　　博
異議申述期間　平成25年７月１日まで
平成25年５月30日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１２８号
山口県柳井市柳井2300番地７
破産者　金光　健二
異議申述期間　平成25年７月９日まで
平成25年５月30日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０４０号
東京都新宿区新宿３丁目９番１号
清算株式会社　株式会社ソフィアモバイル
代表清算人　鈴木　規央
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第１０４号
鹿児島市鴨池新町14番１号
清算株式会社　東洋通商株式会社
代表清算人　南　　通弘
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成２５年（ヒ）第１号
沖縄県名護市東江５丁目５番35号
清算株式会社　株式会社ソイル
代表清算人　名嘉　紀登
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所名護支部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
群馬県前橋市文京町１丁目32番７―1001号
ホーユーパレス前橋文京町
再生債務者　髙木　清成
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月26日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年９月９日から平成25年９月17日まで
前橋地方裁判所民事部